

認定審査には医療意見書の **一 枠** で囲われた項目に記入が必要です。

告示番号 6		慢性呼吸器疾患 () 年度		小児慢性特定疾病 医療意見書 (新規申請用)		1/2		
病名	1 気道狭窄			受付種別	<input type="checkbox"/> 新規			
受給者番号	受診日		年	月	日			
ふりがな	受給者の基本情報が記入されているかご確認ください。			新様式となっているかご確認ください。 ※ 新様式は「新規」と「更新・転入」は、別になっています。 ※ 旧様式での申請は受付できませんのでご注意ください。				
氏名	(Alphabet)							
生年月日	年	月	日	意見書記載時の年齢	歳	か月	日	
性別	男・女・性別未決定							
出生体重	g	出生週数	在胎	週	日	出生時に住民登録をした所	() 都道府県 () 市区町村	
現在の身長・体重	身長 (測定日)	cm (SD)		体重 (測定日)	kg (SD)		BMI	
発病時期	年	月	頃	初診日	年	月	日	
就学・就労状況	就学前・小中学校(通常学級・通級・特別支援学級)・特別支援学校(小中学部・専攻科を含む高等部)・高等学校(専攻科を含む)・高等専門学校・専門学校/専修学校など・大学(短期大学を含む)・就労(就学中の就労も含む)・未就学かつ未就労・その他()							
手帳取得状況	身体障害者手帳	なし・あり(等級 1級・2級・3級・4級・5級・6級)			療育手帳	なし・あり		
現状評価	精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)			なし・あり(等級 1級・2級・3級)				
治療	治癒・寛解・改善・不変・再発・悪化・死亡・判定不能			運動制限の必要性	なし・あり			
人工呼吸器等装着者認定基準に該当	する・しない・不明			小児慢性特定疾病重症患者認定基準に該当	する・しない・不明			
臨床所見 (診断時)	※診断された当時の所見や診断の根拠となった検査結果を記載							
病型	病型: [気管狭窄症・喉頭狭窄症・気管支狭窄症・気管軟化症・気管支軟化症]							
喉頭狭窄症の場合: 部位:	()							
喉頭狭窄症の場合: 声門上:	[なし・あり]	声門:	[なし・あり]	声門下:	[なし・あり]			
疾病の認定に関する項目です。必ずご記入ください。 ※ 認定基準については、別添②を参照ください。								
全身	経口摂取困難: [なし・あり]							
呼吸器・循環器	喘鳴:	[なし・あり]	呼吸相:	[吸気・呼気・吸気呼気ともに]	呼吸困難:	[なし・あり]	無呼吸発作:	[なし・あり]
下気道感染の頻度:	[なし・年数回以内]	3回以上	3か月に3回以上	月に3回以上	低酸素血症:	[なし・あり]	心不全:	[なし・あり]
耳鼻咽喉	難聴: [なし・あり]							
その他	症状(その他): ()							
臨床所見 (申請時)	※直近の状況を記載							
病型	病型: [気管狭窄症・喉頭狭窄症・気管支狭窄症・気管軟化症・気管支軟化症]							
喉頭狭窄症の場合: 部位:	()							
喉頭狭窄症の場合: 声門上:	[なし・あり]	声門:	[なし・あり]	声門下:	[なし・あり]			
気管支狭窄症/気管支軟化症の場合: 種類:	()							
狭窄:	[なし・あり]	軟化症:	[なし・あり]					
気管支軟化症/気管支軟化症の場合: 種類:	()							
狭窄:	[なし・あり]	軟化症:	[なし・あり]					
全身	経口摂取困難: [なし・あり]							
呼吸器・循環器	喘鳴:	[なし・あり]	呼吸相:	[吸気・呼気・呼気吸気ともに]	呼吸困難:	[なし・あり]	無呼吸発作:	[なし・あり]
下気道感染の頻度:	[なし・年数回以内]	半年に3回以上	3か月に3回以上	月に3回以上	低酸素血症:	[なし・あり]	心不全:	[なし・あり]
耳鼻咽喉	難聴: [なし・あり]							
その他	症状(その他): ()							
検査所見 (診断時)	※診断された当時の所見や診断の根拠となった検査結果を記載							
血液ガス分析	血液ガス分析:	[未実施・実施]	実施日:	() 年 () 月 () 日	採血部位:	[動脈血・静脈血]	酸素吸入:	[なし・あり]
pH:	()	未実施	PCO ₂ :	() torr	未実施	PO ₂ :	() torr	未実施

各々の認定基準をご確認の上、必ずご記入ください。
※ 認定基準については、別添①を参照ください。

受給者番号() 患者氏名()

告示番号 6 慢性呼吸器疾患 () 年度 小児慢性特定疾病 医療意見書 (新規申請用) 2/2

生理機能検査	呼吸機能検査: [未実施 ・ 実施] VC: () mL ・ 未実施 %FVC: ()% ・ 未実施 FEV _{1.0%} : ()%	実施日: () 年 () 月 () 日 FVC: () mL ・ 未実施 FEV _{1.0} : () mL %VC: ()% ・ 未実施 %FEV _{1.0} : ()%
画像検査	画像検査: 実施日: () 年 () 月 () 日 検査方法: () 部位: () 所見: ()	
検査所見 (その他)	検査所見 (その他): ()	

検査所見 (申請時) ※直近の状況を記載

血液ガス分析	血液ガス分析: [未実施 ・ 実施] 酸素吸入: [なし ・ あり] pH: () ・ 未実施	実施日: () 年 () 月 () 日 酸素吸入条件: () PCO ₂ : () torr ・ 未実施 PO ₂ : () torr ・ 未実施	採血部位: [動脈血 ・ 静脈血]
生理機能検査	呼吸機能検査: [未実施 ・ 実施] VC: () mL ・ 未実施 %FVC: ()% ・ 未実施 FEV _{1.0%} : ()%	実施日: () 年 () 月 () 日 FVC: () mL ・ 未実施 FEV _{1.0} : () mL %VC: ()% ・ 未実施 %FEV _{1.0} : ()%	
画像検査	画像検査: 実施日: () 年 () 月 () 日 検査方法: () 部位: () 所見: ()		
検査所見 (その他)	検査所見 (その他): ()		

疾病の認定及び重症患者認定に関する項目です。必ずご記入ください。
※ 認定基準については、別添①、②をご参照ください。

その他の所見 (申請時) ※直近の状況を記載

合併症	心・大血管の異常: [なし ・ あり] 合併症 (その他): ()
-----	---

経過 (申請時) ※直近の状況を記載

薬物療法	ステロイド剤: 全身投与 (経口または前注): [なし ・ あり] 吸入: [なし ・ あり]
------	--

栄養管理	中心静脈栄養: [なし ・ あり] 経管栄養 (腸嚢・胃瘻含む): [なし ・ あり]
------	--

呼吸管理	酸素療法: [なし ・ あり] 人工呼吸管理: [なし ・ あり]	経鼻エアウェイ: [なし ・ あり] 気管挿管: [なし ・ あり]	気管切開管理: [なし ・ あり]
------	--	---	---------------------

手術	手術 1: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] 術式: () 所見: ()	実施日: () 年 () 月 () 日
	手術 2: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] 術式: () 所見: ()	実施日: () 年 () 月 () 日
	手術 3: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] 術式: () 所見: ()	実施日: () 年 () 月 () 日

治療	治療 (その他): ()
----	---------------

今後の治療方針	今後の治療方針: ()
---------	--------------

今後の治療方針	治療見込み期間 (入院) 開始日: () 年 () 月 () 日 終了日: () 年 () 月 () 日 治療見込み期間 (外来) 開始日: () 年 () 月 () 日 終了日: () 年 () 月 () 日 通院頻度 () 回/月
---------	---

医療機関・医師署名

上記の通り診断します。

医療機関名	記載年月日	年	月	日
医師	診療科	医師名	(印)	小児慢性特定疾病 指定医番号 ()

必ずご記入ください。
※ 認定期間中に20歳を迎える受給者については、誕生日の前日を終了日として記入してください。

■ 人工呼吸器等装着者の基準

○厚生労働大臣が定める者(平成二十六年十二月十一日)(厚生労働省告示第四百六十二号)

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める者

一～二 略

三 令第二十二條第一項第六号の人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものは、長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であって、日常生活動作が著しく制限されているものとする。

■ 重症患者認定基準

① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する(小児慢性特定疾病に起因するものに限る)と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの(視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの)
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの)
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の用を全く廃したもの)
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの)
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの(一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの)
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの(両下肢の用を全く廃したもの)
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの(1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの)
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項(眼の項及び聴器の項を除く。)の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの)

② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	治療状況等の状態
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの

■ 疾病の認定基準(疾病の状態の程度)

細分類		番号	疾病名	疾病の状態の程度
1	気道狭窄	6	気道狭窄	治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養又は経管栄養のうち一つ以上を行う場合（急性期のものを除く。）。咽頭狭窄については、気管切開術、上顎下顎延長術を除く通常の手術（アデノイド切除術、扁桃摘出術、咽頭形成術等）により治癒する場合は対象としない。

【補足※】

- 「気道狭窄」の「疾病の状態の程度」の「治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養経管栄養のうち一つ以上を行う場合（急性期のものを除く。）」とは、おおむね1か月以上の入院加療を行う場合とする。

※ 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」についてから抜粋